大阪市告示第1550号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月11日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 中央屋内プール 水泳場	令和7年11月25日(火)	午後3時から 午後7時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)